

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制度に改めるとともに、同社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 郵便法（昭和22年法律第165号）の一部改正

(1) 定形郵便物の料金の上限額に係る規制の見直し（第67条第2項～第4項）

定形郵便物の料金の上限額を総務省令※で定めることとしている現行制度を改め、定形郵便物の料金の上限額を日本郵便株式会社の申請に基づき総務大臣が認可する制度とする。

※ 現行の総務省令（郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号））において110円と規定

(2) 郵便に関する料金に求められる一般的要件の緩和（第3条）

郵便事業以外の事業の収支の状況も勘案して郵便に関する料金を設定することを許容するなど、日本郵便株式会社の経営判断の余地を拡大するため、郵便に関する料金に求められる一般的要件である「郵便事業における収支相償」の規定を緩和する。

2. 民間事業者による信書の送達に関する法律

（平成14年法律第99号）の一部改正（第16条）

日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を引き続き確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金について、
1. (1)と同様の制度に改める。